

○富山市野外教育活動センター条例施行規則

平成17年4月1日

富山市教育委員会規則第17号

改正 平成17年9月30日富山市教委規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市野外教育活動センター条例（平成17年富山市条例第253号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により富山市野外教育活動センター（以下「センター」という。）の使用の承認を受けようとする者は、富山市野外教育活動センター使用承認申請書（様式第1号）を条例第3条の2に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日（使用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日）の30日前までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があり、かつ、センターの運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第3条 指定管理者は、センターの使用を承認したときは、富山市野外教育活動センター使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用承認事項の変更)

第4条 センターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに前条の使用承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し)

第5条 条例第6条第1項の規定により、センターの使用の承認を取り消したときは、指定管理者は、その旨を書面で使用者に通知するもの

とする。

(損傷及び滅失の届出)

第6条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(細則)

第7条 この規則で定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市野外教育活動センター条例施行規則(平成4年富山市教育委員会規則第4号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日富山市教委規則第58号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

富山市野外教育活動センター使用承認申請書

(あて先)

年 月

申請者	団体等の名称	代表者氏名
	住所(所在地) TEL()	取扱責任者氏名

次のとおり富山市野外教育活動センターを使用したいので申請します。

使用目的										
使用期間	年 月 日 時 分 から		泊 日							
	年 月 日 時 分 まで									
使用人員	未就学児	人	小学生	人	中学生	人	高校生以上	人	指導員	人
宿泊人員	月日	月 日	月 日	月 日	月 日					
	男		人		人		人			
	女		人		人		人			
	計		人		人		人			
宿泊施設 (希望宿泊施設 を○で囲む。)	宿 泊 棟	宿 泊 棟	宿 泊 棟	宿 泊 棟	宿 泊 棟	宿 泊 棟	宿 泊 棟	宿 泊 棟	宿 泊 棟	宿 泊 棟
	キャン	プ場	キャン	プ場	キャン	プ場	キャン	プ場	キャン	プ場
備考										

添付書類 使用に関する活動計画書等

様式第2号(第3条関係)

富山市野外教育活動センター使用承認書

年 月

申請者	団体等の名称	代表者氏名
	住所(所在地) TEL()	取扱責任者氏名

次のとおり富山市野外教育活動センターの使用を承認します。

使用目的					
使用期間	年 月 日 時 分 から		泊 日		
	年 月 日 時 分 まで				
使用人員	未就学児 人 小学生 人 中学生 人 高校生以上 人 指				
宿泊人員	月日	月 日	月 日	月 日	
	男	人	人	人	
	女	人	人	人	
	計	人	人	人	
宿泊施設 (希望宿泊施設 を○で囲む。)	・ 宿泊棟 A棟 B棟 ・ テント張り	・ 宿泊棟 A棟 B棟 ・ テント張り	・ 宿泊棟 A棟 B棟 ・ テント張り	・ 宿 A棟 B棟 ・ テン	
備考					

様式第 1 号 (第 2 条 関係)

様式第 2 号 (第 3 条 関係)